

事務連絡
令和2年5月29日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課
住宅総合整備課

住居を失うおそれが生じている方への支援について（その5）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要であり、これまでも、関連した事務連絡を発出しているところです。今般、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対する住まい確保に関する一貫した支援の取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））が盛り込まれています。また、5月29日に厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の支給について、例外的にクレジットカードを使用する方法が認められることとなりました。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

記

1 居宅生活移行緊急支援事業（仮称）について ※厚生労働省による事業

今般、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業

（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））が盛り込まれ、別添1のとおり、厚生労働省から「居宅生活移行緊急支援事業（仮称）（令和2年度第2次補正予算案）の積極的な活用について」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されています。

本事業については、都道府県等から居住支援法人への委託・補助も可能となっており、補助金の積極的な活用を求められています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

2 賃料のクレジットカード払いに関する住居確保給付金の支給について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その3）」（令和2年4月30日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）等を発出し、住居確保給付金の求職活動要件の緩和等についてお知らせしているところです。

今般、住居確保給付金の代理納付による支給について、別添2のとおり、厚生労働省から「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和2年5月29日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出され、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められ、受給者に住居確保給付金が直接支給されることとなりました。また、別添3のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQA(vol16)」が公表され、別添4のとおり「入居予定住宅に関する状況通知書」等の様式が修正されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いただくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、省令改正後の住居確保給付金、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

以上

【送付先一覧】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会 | (公社) 全日本不動産協会 |
| (一社) 全国住宅産業協会 | (一社) 不動産流通経営協会 |
| (一社) 不動産協会 | |

(参考1)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」

働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf> (厚生労働省 HP)

※令和2年5月27日時点に更新されています。

(参考2)

- ・社員寮に住む方への対応について

令和2年5月28日に開催された厚生労働省の第3回「生活を守る」プロジェクトチームにおいて、社員寮に住む方が解雇・雇い止めをされた場合の対応については、社員寮に引き続き居住できるよう事業主に要請を行うとされています。また、雇止め等にあっても、社員寮に引き続き居住できるよう定期借家契約に切り替えた場合には、住居確保給付金の支給対象となりえることを事業主や自治体に周知するとされています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_458538_00001.html

(厚生労働省 HP)

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 28 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

居宅生活移行緊急支援事業（仮称）（令和2年度第2次補正予算案）の
積極的な活用について

平素より生活困窮制度及び生活保護制度の適切な運用にご尽力いただき感謝申し上げます。

今般、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、新型コロナウイルスとの長期戦が見込まれる中、国民のいのち、雇用、生活を守るため、第1次補正予算等で措置された対策と相まって、「感染拡大の抑え込み」と「社会経済活動の回復」の両立を目指すための対策が強化されます。

生活困窮者自立支援制度等においても追加的な取組として、自立相談支援機関等の体制強化や住居確保給付金の積み増し等が進められる予定ですが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方に対し、アパート等の居室確保や定着支援を着実に進めていくことが重要になることが予想されます。

上記の取組に関しては、令和2年度第2次補正予算案において、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付、住まい確保のための支援、住まい確保後の定着のための支援について、相談者の状況に応じた一貫した支援の取組が可能となる補助事業（居宅生活移行緊急支援事業（仮称））を設けております。地域の実情に応じ、居住支援法人等とも連携を図っていただき、当該補助金の積極的な活用をお願いします。

なお、年度内の開始であれば補助可能ですので、速やかにご検討をいただければ幸いです。

(参考1) 別添「生活困窮者等の住まい対策の推進」他参照

(参考2) 居宅生活移行緊急支援事業(仮称)の実施イメージ

本事業については、地域の実情に応じた柔軟な取組が可能であるところ、具体的な事業の実施イメージは以下のとおりです。

<例1>

自立相談支援機関から紹介された、離職により住まいを失うおそれのある方について、本事業の委託を受けた居住支援法人が速やかに新たな住居を確保するために、その方のニーズを踏まえた物件を紹介する等アパート入居支援等を実施。

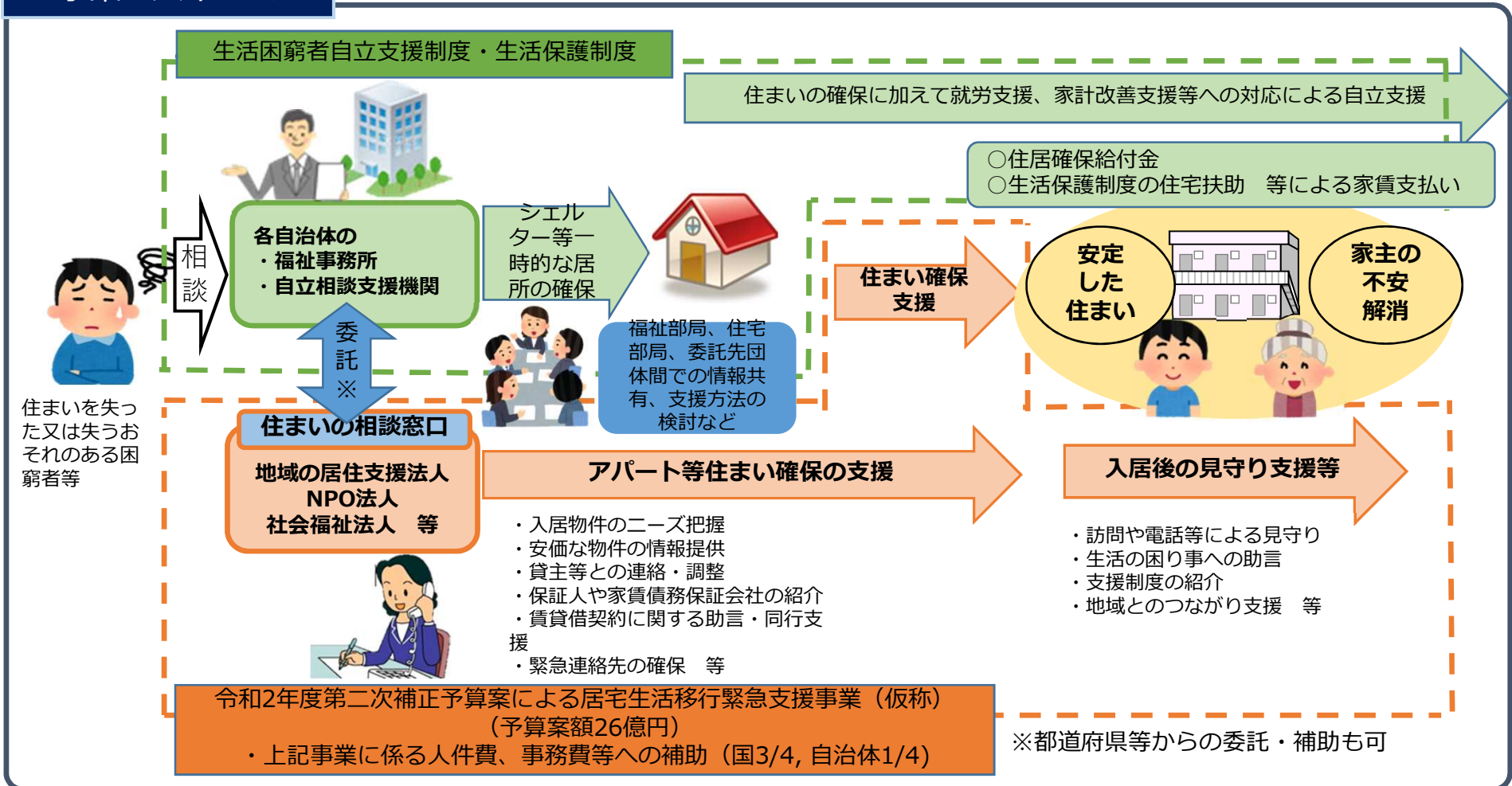
<例2>

ホテル等の一時的な居所に滞在する方について、生活困窮者支援を行うNPO法人が開設する住まいの相談窓口(本事業を活用して開設)に相談。NPO法人は、その方が希望する物件に係る賃貸借契約に関する助言・同行支援を行うとともに、入居後も定期的に見守り等を実施。

生活困窮者等の住まい対策の推進

- 住居不安定者（離職により住まいを失うおそれのある方や、ホテル等の一時的な居所に滞在する方など）に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。
- 令和2年度補正予算案による居宅生活移行緊急支援事業（仮称）により、住まいに困窮している相談者に対し、入居から見守りまで、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度と一体的に相談者の状況に応じた支援を実施する。

事業のスキーム



生活困窮者等の住まい対策の推進

令和2年度 第二次補正予算案:26億円

事業概要

新型コロナウイルスの影響により、生活に困窮し、住まいを失った又はその恐れのある方に対し、アパート等への入居支援や定着支援を行うことにより、安定した住まいの確保を推進する。

事業内容

今般の新型コロナウイルスの影響等により増加が懸念される住居不安定者に対し、アパート等への入居支援、入居後の定着支援などを進めるため、福祉事務所等における居住支援体制を強化する。

※ 住居喪失者など住まいに困窮している方に対し、入居から見守りまで一貫した居住支援を行う。

【支援内容（例）】

①入居に当たっての支援

- ・ 相談者の物件ニーズの把握、安価な物件等の情報提供
- ・ 保証人や家賃債務保証業者探しの補助
- ・ 受入先との連絡・調整、賃貸借契約に関する同行支援 等

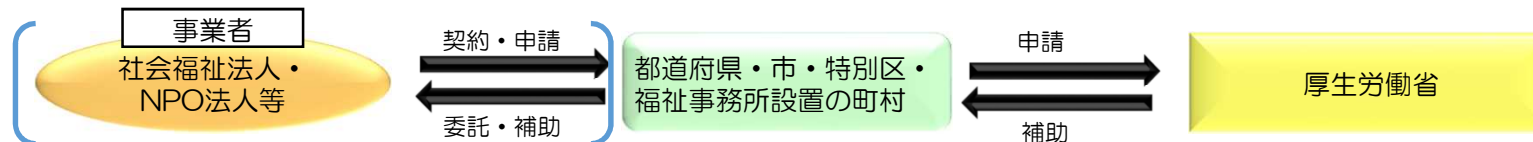
②安定的な居住のための支援

- ・ アパート等入居後の訪問や電話等による見守り
- ・ 安定した居住を継続するための助言 等

【支援対象】

- ・ 生活に困窮し、住まいを失った又はそのおそれのある方

補助スキーム等



(1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）

(2) 補助率：国 3 / 4、自治体 1 / 4

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和2年度 第二次補正予算案:73億円

令和2年度当初予算額 227億円
 の内数
 令和2年度第1次補正予算額 27億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、905自治体）

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ・ 離職・廃業後2年以内の者
 ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・ 収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。
 ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 ② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
 ※東京都特別区の収入要件(目安): 単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円
 ・ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
 ※東京都特別区の資産要件(目安): 単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円
 ・ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

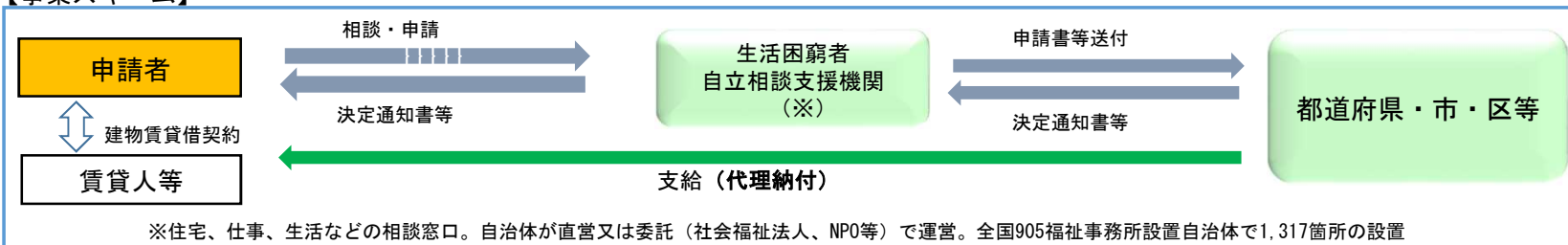
等

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
 ※東京都特別区の支給額(目安): 単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

令和2年度 第二次補正予算案: 2,048億円

令和元年度予備費交付額 267億円
 令和2年度第1次補正予算額 359億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
 ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方 [主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

【総合支援資金 (生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方 [主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注 総合支援資金(生活支援費)については、本来、自立相談支援事業等による支援を要件としているが、貸付申請が増加している現状に鑑み、基本的に自立相談支援事業等による支援を不要としている。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

令和2年5月29日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第110号）が本日公布・施行され、これに伴い、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮者住居確保給付金の代理納付による支給については、都道府県等が特に必要と認める場合には、クレジットカードを使用する方法が認められることとなりました。

改正の内容については、下記のとおりですので、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

一 改正内容

改正前	改正後
<p>（代理受領等） 第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p>	<p>（代理受領等） 第十七条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者（以下この条において「受給者」という。）が居住する住宅の賃貸人は、当該受給者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する当該受給者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。 <u>ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合で</u></p>

	<u>あって、都道府県等が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u>
--	---------------------------------------

また、「vol.6（20200529版）住居確保給付金追加QA」において、住居確保給付金の支給事務の取扱問答を発出しておりますので、改正後の省令の施行については、本事務連絡及び取扱問答を参考にするなど、住まいに困窮される方への支援にあたっては、遺漏なきようご対応願います。

以上